

平成 28 年 1 月 29 日

入札参加資格登録業者 各位

福 井 市 長

法定福利費の適切な支払いと社会保険等の加入徹底について

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものとなっております。

本市の発注する建設工事におきましても、この労務単価を適用し、適正な積算に努めているところです。

つきましては、受注者におきましても、引き続き、この趣旨をご理解いただき、下請業者への対応を含めまして、適切な対応をお願いします。

記

1 法定福利費の適切な支払いについて

受注者と下請業者との間で、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示をした見積書の提出などによって、法定福利費相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額による下請契約が締結され、法定福利費相当額の適切な支払いとともに、平成 28 年 2 月から適用する新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いをお願いします。

2 社会保険等への加入の徹底について

社会保険等への加入は、事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技術継承を通じた建設産業の持続発展に不可欠です。

新労務単価においても、引き続き、労働者の加入に必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、設計価格に反映されていることから、労働者に対して法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払うとともに、使用する労働者を社会保険等へ加入させるようお願いいたします。